

## 入院時食事療養費改定に関するお知らせ

さてこの度、厚生労働省告示の改正に伴い、令和7年4月1日より入院中の食事代が以下のように変更となりますのでお知らせ致します。ご負担をおかけしますが何卒ご了承ください。ご不明な点等がございましたら東館1階受付までお尋ねください。

記

**改定時期** : 令和7年4月1日より

**対象者** : 全ての入院患者様 (全医療機関共通の値上げとなります)

**改定内容** : 入院時の食事療養の標準負担額 (患者様負担額)

所得区分		1食あたりの食事代	
69歳までの患者様	70歳以上の患者様	令和7年3月まで	令和7年4月から
区分 ア	現役並 III	490円 (指定難病患者 280円)	<u>510円</u> (指定難病患者 <u>300円</u> )
区分 イ	現役並 II		
区分 ウ	現役並 I		
区分 エ	一般		
区分 オ	低所得 II	230円	<u>240円</u>
区分 オ 入院90日以上	低所得 II 入院90日以上	180円	<u>190円</u>
	低所得 I	110円	110円

※その他の項目・金額に変更はございません。

医療法人社団主体会　主体会病院